居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）　運営規程

第１条 医療法人惇慧会が開設する外旭川サテライトクリニックが実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第２条　　要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第３条　外旭川サテライトクリニックが実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

２　指定居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者等（利用者担当のケアマネージャー＝介護支援専門員等）、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第４条　名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名称　　外旭川サテライトクリニック

２　所在地　〒010-0802　秋田市外旭川字中谷地46

TEL　　018－869－7200

FAX　　018－868－7200

（従業者の職種、員数）

第５条　指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

１　従業者について

医師　　（常勤　2名、非常勤　1名）

看護師　　（常勤　4名　非常勤　5名）

准看護師　（常勤　2名　非常勤　1名）

２　管理者について

常勤の管理者を1名配置する。

（指定居宅療養管理指導の内容）

第６条

１　利用者・家族に対し居宅サービスの利用に関する留意事項・介護方法等についての指導・助言等を行う。

２　訪問診療等により利用者の病状と心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理または歯科医学的管理にもとづいて、居宅介護支援事業者等（利用者担当のケアマネージャー

＝介護支援専門員等）に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。

3　ケアプランの策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議の参加により行うこととする。当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、原則として、文書等（メール、ＦＡＸ等でも可）により、情報提供を行う。

4　提供した指定居宅療養管理指導の内容について記録を行う。

5　サービス担当者会議等への参加により情報提供を行った場合については、その情報提供の要点を記載する。記載について、医療保険の診療録に記載する場合、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにする。文書等により情報提供を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する。

6　利用者・家族に対する指導・助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付する。

（営業日及び営業時間）

第７条　事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1　月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日　9：00～17：00

2　日曜日、木曜日、祝日、8月13日、12月31日～1月3日を除く。

（利用料等の費用額）

第８条　指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

1　指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合（1割～３割）に応じた額とする。

2　居宅療養管理指導に要した交通費を徴収する。
外旭川サテライトクリニックを拠点として
片道 2㎞ 以上 10 ㎞未満 250 円／回、片道 10 ㎞以上 500 円／回
（同一建物居住者、同一日訪問は除く）

3　前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

（通常の実施地域）

第９条

秋田市の区域とする。（概ね半径16㎞未満）

（苦情処理）

第10条　居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。
利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

（事故処理）

第11条　居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第１２条　　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

（２）虐待防止のための指針を整備するものとする。

（３）虐待防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

（４）前３項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

２　事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（身体的拘束適正化のための措置に関する事項）

第１３条　利用者の尊厳に基づき、身体的・精神的に影響をまねく恐れのある身体的拘束は、緊急をやむを得ない場合を除き、原則として実施しない。身体的拘束適正化のため、指針の策定や委員会の実施など必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には拘束が必要な理由、方法、拘束の時間帯及び時間、利用者の心身の状況、拘束開始及び解除の予定を記録する。

（１）　身体的拘束適正化検討委員会　３月に 1 回以上

（２）　研修　年 1 回以上

（自然災害等への対策）

第１４条　災害発生時の業務継続について業務継続計画を策定し、必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。また、計画は適宜見直しを行うものとする。

（１）　研修及び訓練　年 1 回以上 ※週一回の事業所の会議の中で適宜開催する

（２）　検証・見直し年 1 回

（３）　連絡体制　電話等により常時連絡が可能な体制とする　（非常災害対策）

第１５条　非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。　通報、消火、避難の各訓練については、年一回訓練を行うものとする。

（感染症への対策）

第１６条　利用者及び当事業所職員の感染症予防及び蔓延防止のため、指針、業務継続計画の策定及び委員会の実施など必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（１）感染症対策委員会　年2回

（２）研修　年2回以上

（その他運営に関する重要事項）

第12条

１　従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後　6ヶ月以内

（２）継続研修　年1回

２　従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は外旭川サテライトクリニックと各事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

付則

この規程は平成26年8月1日から施行する。

この規程は平成30年4月１日から施行する。

この規程は令和元年10月１日から施行する。

この規定は令和2年7月１日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。